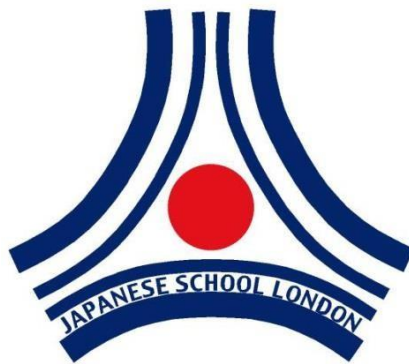


データ保護方針

日本人学校



承認済み	学校運営委員会	日付 2025 年 9 月
最終レビュー日	2025 年 9 月	

次回のレビュー期限

2026 年 9 月

バージョン番号	変更者	修正内容	変更日
1.0	K.西原	初期バージョン	17/12/2021
1.1	K.岡本	更新	27/04/2022
1.2	K.岡本	見直しと更新	04/05/2022
1.2.1	K.岡本	見直し	01/06/2023
1.2.2	K.岡本	見直し	01/09/2024
1.2.3	A.房田	見直し	23/09/2025

ドラフト、改訂版、最終版など。

定義

学校とは、登録校である The Japanese School Limited を意味する。

GDPR とは、一般データ保護規則を意味する。

責任者とは事務局長を意味する。

システム登録とは、本校が個人データを処理するすべてのシステムまたはコンテキストの登録を意味する。

1. データ保護の原則

本校は、GDPR の下での責任に従ってデータを処理することを約束する。

GDPR 第 5 条は、個人データは以下のものでなければならないと定めている：

- a. 個人との関係において、合法的、公正かつ透明性のある方法で処理される；
- b. 特定された、明示的かつ合法的な目的のために収集され、これらの目的と両立しない方法でさらに処理されないこと。公益のための保管目的、科学的または歴史的な研究目的、または統計目的のためのさらなる処理は、当初の目的と両立しないとみなされないものとする；
- c. 適切かつ関連性があり、処理目的に関連して必要なものに限定される；
- d. 正確であり、必要であれば常に最新の状態に保たれる；
- e. 個人データの処理目的に照らして不正確な個人データは、遅滞なく消去または修正されるよう、あらゆる合理的な措置を講じなければならない；
- f. データ対象者を識別できる形で、個人データの処理目的に必要な期間を超えて保存しない；
- g. 個人データは、個人の権利と自由を保護するために GDPR が要求する適切な技術的および組織的措置を実施することを条件として、公益のための保存目的、科学的または歴史的な研究目的、または統計目的のためにのみ処理される限りにおいて、より長期間保存される可能性がある。
- h. 適切な技術的または組織的手段を用いて、不正または違法な処理に対する保護、偶発的な損失、破壊または損傷に対する保護を含む、個人データの適切な安全性を確保する方法で処理されること。

2. 一般規定

- a. 本ポリシーは、本校が処理するすべての個人データに適用される。
- b. 責任者は、本校が本方針を継続的に遵守することに責任を負うものとする。
- c. 本方針は少なくとも年 1 回見直すものとする。
- d. 本校は、個人データを処理する組織として、情報コミッショナー事務所に登録するものとする。

3. 合法的、公正かつ透明性のある処理

- a. データ処理が適法、公正かつ透明であることを保証するために、本校はシステム登録等を維持するものとする。

- b. システム登録簿は、少なくとも年 1 回見直すものとする。
- c. 個人は、自己の個人データにアクセスする権利を有し、本校にそのような要求があった場合は、適時に対処するものとする。

4. 合法的な目的

- a. 本校が処理するすべてのデータは、以下のいずれかの合法的な根拠に基づいて処理されなければならない：同意、契約、法的義務、重要な利益、公的任務、または正当な利益（詳細については、ICO のガイダンスを参照のこと）。
- b. 本校は、システム登録簿に適切な合法的根拠を記載するものとする。
- c. 同意がデータ処理の合法的根拠として依拠される場合、オプトインによる同意の証拠を個人データと共に保管しなければならない。
- d. 同意に基づき個人に通信が送られる場合、個人が同意を取り消す選択肢が明確に利用可能であるべきであり、そのような取り消しが学校のシステムに正確に反映されるようなシステムが整備されるべきである。

5. データの最小化

- a. 本校は、個人データが適切であり、関連性があり、処理目的に関連して必要なものに限定されていることを保証するものとする。

6. 精度

- a. 本校は、個人情報の正確性を確保するために合理的な措置を講じるものとする。
- b. データ処理の合法的根拠として必要な場合、個人データが最新の状態に保たれるような措置を講じなければならない。

7. アーカイブ／削除

- a. 個人データが必要以上の期間保存されないようにするため、本校は、個人データが処理される分野ごとにアーカイブポリシーを定め、このプロセスを毎年見直すものとする。
- b. アーカイブポリシーは、どのようなデータを、いつまで、なぜ保持すべきか／保持しなければならないかを検討しなければならない。

8. セキュリティ

- a. 本校は、個人情報最新のソフトウェアを使用して安全に保管されることを保証するものとする。
- b. 個人データへのアクセスは、アクセスが必要な人員に限定され、情報の不正な共有を避けるために適切なセキュリティが確保されなければならない。
- c. 個人データを削除する場合は、データが復元できないように安全に行う必要がある。
- d. 適切なバックアップおよび災害復旧ソリューションを導入すること。

9. 違反

個人データの偶発的または違法な破壊、紛失、改ざん、不正な開示、または個人データへのアクセスにつながるセキュリティ違反が発生した場合、本校は速やかに人々の権利と自由に対するリスクを評価し、適切であればこの違反を ICO に報告するものとする（詳細は ICO のウェブサイトを参照）。